

◆相模川(小出川)の不法係留船に対する行政代執行について

相模川(小出川)は、船舶を許可無く止めることは法律により禁止されていますが、いまだ許可を受けずに係留している船舶があったり、係留施設が不法に設置されたりしていました。

京浜河川事務所では、相模川・小出川水面等利用者協議会での議論を踏まえ、小出川の茅ヶ崎市中島地先において、船舶の不法係留を是正するため、行政代執行法に基づく行政代執行を、平成29年11月30日(木)に実施し、これにより対象船舶1艇(11月30日時点の総数)を排除しました。

また、所有者不明の係留施設を、平成29年12月1日(金)から河川法に基づく簡易代執行により27基を撤去しました。

また、小出川河口部に於いて再係留防止ブイを設置し、不法係留船が小出川に入らないようにしました。

今後も不法係留船については、行政代執行も含めた厳正な対応をしていくことで、安全で快適な河川利用を推進して参ります。

※相模川・小出川水面等利用者協議会 <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00314.html>



行政代執行による船舶の撤去



再係留防止ブイの設置



不法係留船保管状況



行政代執行前の現場(H29. 7. 5)



行政代執行等により
不法物件を撤去！



行政代執行後の現場(H29.12. 7)